

令和6年度 貨物自動車免許取得等助成事業 交付要綱

令和6年3月26日制定
公益社団法人青森県トラック協会

(事業の趣旨)

第1条 公益社団法人青森県トラック協会（以下「青ト協」という。）は、ドライバーの確保と人材開発に資することを目的に、青ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）が、従業員に貨物自動車運転のために必要な運転免許（以下「免許」という。）を取得または限定解除をさせる際にかかる費用の一部を助成する。

(助成金の交付予算額)

第2条 助成金の交付予算額は、4,500,000円とする。

(助成額)

第3条 免許取得または限定解除に要した費用の1/3 上限10万円（千円未満切捨）

(助成枠)

第4条 助成額に関わらず、下記のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|-------|
| (1) 青森県内に安全性優良事業所を有する会員事業者 | 上限 3名 |
| (2) 上記以外の会員事業者 | 上限 1名 |

(助成対象免許種類)

第5条 助成対象となる免許及び限定解除の種類は下記のとおりとする。

- (1) 大型自動車第一種免許
- (2) 中型自動車第一種免許
- (3) 中型自動車第一種免許（8t限定）の限定解除
- (4) 準中型自動車第一種免許
- (5) 準中型自動車第一種免許（5t限定）の限定解除
- (6) 牽引免許

(助成対象要件)

第6条 助成金は、会員事業者が次の各号に定める要件を全て満たす従業員に、第5条に定める免許を取得させた場合または限定解除審査に合格した場合に限り交付する。

- (1) 会員事業者は、ドライバーとして従事させる（する）ために県内の営業所に所属している従業員に、第7条に定める期間中に、指定自動車教習所で免許を取得または限定解除審査を受審させ、その費用の全額を事業者が負担していること。
なお、免許取得者、審査受審者個人が支払った場合は、助成対象としない。
- (2) 申請日において、会員事業者に雇用（社会保険に加入）されている者であり、運

転者として従事していること。

- (3) 第7条に定める期間中に、入校、支払い、免許取得が完結していること。
- (4) 厚生労働省が実施する教育訓練給付金等、他の補助金、助成金制度を活用していないこと。ただし、青ト協が実施する「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援事業」との併用可能とする。
- (5) 外来試験による免許取得費用及び限定解除費用は対象としない。

(対象期間)

第7条 令和6年4月1日から令和7年2月末日

(実績報告及び助成金の請求)

第8条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、該当免許取得または限定解除審査合格後、様式1「貨物自動車免許取得等助成事業実績報告書」(助成金交付請求書)を青ト協へ提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 青ト協は、会員事業者から実績報告及び助成金の請求があった時には、その内容を審査し、条件に適合すると認めた場合は、助成金を交付する。

- 2 「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援事業」の申請が合わせてあった際は、合算し助成金を交付する。
- 3 第7条に定める期間内であっても、予算の執行状況により受付を中止することがある。なお、会費の滞納がある場合には、助成金を交付しない。

(助成金の返還)

第10条 青ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他青ト協が定める事項に違反したとき
 - (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、青ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、青ト協が別にこれを定める。